

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

変更

		担当課	医療対策課	検索番号	6-1
法令名	保健師助産師看護師法	根拠条項	第22条2		
許認可等	准看護師養成所の指定				
<p>(根拠規定)</p> <p>保健師助産師看護師法</p> <p>第二十二條 准看護師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者</p> <p>保健師助産師看護師法施行令</p> <p>第十八條 都道府県知事は、法第二十二條第二号に規定する准看護師養成所(以下「准看護師養成所」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。</p> <p>第十九條 前条の准看護師養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書をその所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>保健師助産師看護師学校養成所指定規則</p> <p>第五條 法第二十二條第一号の学校(以下「准看護師学校」という。)に係る令第十一条の主務省令で定める基準及び准看護師養成所に係る令第十八條の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第四十七條に該当する者であることを入学若しくは入所の資格とするもの又は中等教育学校の後期課程であること。</p> <p>二 修業年限は、二年以上であること。</p> <p>三 教育の内容は、別表四に定めるもの以上であること。</p> <p>四 表四に掲げる各科目を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち五人以上は看護婦の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。</p> <p>五 一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。</p> <p>六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。</p> <p>七 図書室及び専用の実習室を有すること。</p> <p>八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。</p> <p>九 別表四に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。</p> <p>十 専任の事務職員を有すること。</p> <p>十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。</p> <p>十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。</p>					

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

変更

		担当課	医療対策課	検索番号	6-1
法令名	保健師助産師看護師法	根拠条項	第22条2		
許認可等	准看護師養成所の指定				
<p>(許認可等の基準)</p> <p>看護婦等養成所の運営に関する指導要領</p> <p>保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の運営に関する指導については、保健師助産師看護師法、保健師助産師看護師法施行令及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第一 課程の定義等</p> <p>1 この要領において、看護師養成所における課程の定義は、次のとおりであること。</p> <p>(1) 「三年課程」とは、指定規則第七条第一項に規定する課程のうち、(2)に規定する課程を除くものをいう。</p> <p>(2) 「三年課程(定時制)」とは、指定規則第七条第一項に規定する課程で、定時制により四年間の教育を行うものをいう。</p> <p>(3) 「二年課程」とは、指定規則第七条第二項に規定する課程のうち、(4)及び(5)に規定する課程を除くものをいう。</p> <p>(4) 「二年課程(定時制)」とは、指定規則第七条第二項に規定する課程で、定時制により三年間の教育を行うものをいう。</p> <p>(5) 「二年課程(通信制)」とは、指定規則第七条第二項に規定する課程で、主として通信制により二年以上の教育を行うものをいう。</p> <p>2 二年課程(通信制)は、既に看護師養成所として指定を受けている養成所に設置するものであること。</p> <p>なお、必要な場合には、二以上の養成所を合わせ、これに設置することとしても差し支えないこと。</p> <p>第二 学則に関する事項</p> <p>1 学則は、養成所ごとに定めること。ただし、二以上の養成所を併設するものにあつては、これらの養成所を総合して学則を定めて差し支えないこと。</p> <p>2 学則の中には、次の事項を記載すること。</p> <p>(1) 設置の目的</p> <p>(2) 名称</p> <p>(3) 位置</p> <p>(4) 養成所名(二以上の養成所を併設するものに限る。ただし、保健師養成所と看護師養成所(三年課程及び三年課程(定時制))に限る。この項において同じ。)又は助産師養成所と看護師養成所の指定を併せて受け、それらの教育内容を併せて教授する教育課程(以下「統合カリキュラム」という。)により教育を行う場合は、その旨を明記すること。)</p> <p>(5) 課程名(看護師養成所に限る。)</p> <p>(6) 定員(看護師養成所にあつては、一学年の入学定員及び総定員)及び一の授業科目について同時に授業を行う学生の編成に関する事項</p> <p>(7) 修業年限、学期及び授業を行わない日に関する事項</p> <p>(8) 教育課程及び単位数に関する事項</p> <p>(9) 学習の評価及び修了の認定に関する事項</p> <p>(10) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項</p>					

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

変更

		担当課	医療対策課	検索番号	6-1
法令名	保健師助産師看護師法	根拠条項	第22条2		
許認可等	准看護師養成所の指定				
<p>(11) 教職員の組織に関する事項 (12) 運営を行うための会議に関する事項 (13) 学生の健康管理に関する事項 (14) 授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項 (15) 賞罰に関する事項</p> <p>3 学則に記載した事項の細部については、必要に応じ細則を定めること。 4 二年課程(通信制)にあつては、2(7)の適用については、当該規定中「学期及び授業を行わない日」とあるのは「並びに学生の指導を行う日及び時間」とすること。 5 二年課程(通信制)にあつては、2に定めるもののほか、学則の中には、次の事項を記載すること。</p> <p>(1) 授業の方法 (2) 面接授業(教員と対面して行う授業をいう。)並びに実習を行う時期及び場所</p> <p>第三 学生に関する事項</p> <p>1 入学資格の確認 入学資格の確認は、法及び指定規則に基づき、次の書類を提出させることにより確実に行うこと。</p> <p>(1) 保健師養成所及び助産師養成所 看護師学校の修了証書の写し若しくは修了見込証明書又は看護師養成所の卒業証書の写し若しくは卒業見込証明書 (2) 看護師養成所 (略) (3) 准看護師養成所 学校教育法第四七条の規定により高等学校に入学することのできる者であることを証明する次の書類</p> <p>ア 中学校を卒業した者にあつては、中学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 イ 中等教育学校の前期課程を修了した者にあつては、中等教育学校の前期課程の修了証明書又は修了見込証明書 ウ ア又はイ以外の者で、学校教育法第四七条に該当するものにあつては、それを証明する書類</p> <p>2 入学の選考 (1) 入学の選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等に基づき、適正に行うこと。 (2) 保健師、助産師又は看護師としての能力や適性にかかわりのない事項(体型、年齢、家族関係、色覚、医療機関への勤務の可否等)によって入学を制限しないこと。 (4) 他の分野で働く社会人については、その経験に配慮した入学試験を設けることが望ましいこと。</p> <p>3 卒業の認定 (1) 学生の卒業は、学生の成績を評価してこれを認めること。 (2) 欠席日数が出席すべき日数の三分の一を超える者については、原則として卒業を認めないこと。(二年課程(通信制)を除く。)</p>					

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

変更

		担当課	医療対策課	検索番号	6-1
法令名	保健師助産師看護師法	根拠条項	第22条2		
許認可等	准看護師養成所の指定				
<p>4 学生に対する指導等</p> <p>(1) 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど学生又はそれになろうとする者が、特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>(2) 奨学金の受給について、学生又はそれになろうとする者に対して、的確な情報を提供するとともに、必要に応じて、助言、指導等を行うようにすること。</p> <p>(3) 医療機関に勤務している学生が看護師等の資格を有しない場合に、法律に違反する業務を行わないように指導すること。</p> <p>第四 教員に関する事項</p> <p>1 専任教員及び教務主任</p> <p>(1) 保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次に該当する者であること。 (略)</p> <p>(2) 助産婦養成所の専任教員となることのできる者は、次に該当する者であること。 (略)</p> <p>(3) 看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次に該当する者であること。 (略)</p> <p>(4) 准看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表4(省略)の専門科目の教育内容のうちの一つの業務に三年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。</p> <p>ア 保健師、助産師又は看護師として五年以上業務に従事した者</p> <p>イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>(5) 教員は、一の養成所の一の課程に限り専任教員となることができること。</p> <p>(6) 専任教員は、看護師養成所(二年課程(通信制)を除く。)にあっては専門領域ごとに、准看護師養成所にあっては専門科目ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。</p> <p>(7) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では三人以上、看護師養成所では、三年課程及び三年課程(定時制)にあっては八人以上(当分の間、六人以上)、二年課程、二年課程(定時制)及び二年課程(通信制)にあっては七人以上(当分の間、五人以上)確保すること。なお、既に指定を受けている養成所で、増加分の教員(保健師養成所及び助産師養成所では一人、看護師養成所では二人)の確保が困難な場合は、保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所(三年課程及び三年課程(定時制)に限る。)にあっては平成一四年三月三十一日まで、看護師養成所(二年課程、二年課程(定時制)及び二年課程(通信制)に限る。)にあっては平成一六年三月三十一日までの経過期間中に確保すること。</p> <p>また、既に指定を受けている准看護師養成所であって、次のア及びイを満たすものについては、増加分の教員の確保が困難な場合には、平成一六年三月三十一日までの経過期間中に確保すること。</p> <p>ア 入所定員が20人以下であるもの</p> <p>イ 人口五万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域に所在するもの</p>					

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

変更

		担当課	医療対策課	検索番号	6-1
法令名	保健師助産師看護師法	根拠条項	第22条2		
許認可等	准看護師養成所の指定				
<p>(8) (略)</p> <p>(9) 専任教員の担当授業時間数は、過重にならないよう一人一週間当たり一五時間を標準とすること。(二年課程(通信制)を除く。) また、二年課程(通信制)の専任教員についても、その業務が過重にならないよう十分配慮すること。</p> <p>(10) 教務主任となることのできる者は、(1)、(2)又は(3)に該当する者であって、次のいずれかに該当するものであること。 ア 専任教員の経験を三年以上有する者 イ 看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者 ウ ア又はイと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>(11) 専任教員は、一の養成所の一の課程に限り教務主任となることができること。 (12) 二以上の養成所に二年課程(通信制)を設置する場合には、規定規則第七条第二項第四号に定める教員に係る指定基準はこれらの養成所のすべてで合わせて満たせばよいものであること。</p> <p>2 養成所の長及びそれを補佐する者 (1) 養成所の長が兼任である場合又は二以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置することが望ましいこと。 (2) 養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合は、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を配置すること。</p> <p>3 実習調整者 (1) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者(以下「実習調整者」という。)が定められていること。 (2) 実習調整者となることのできる者は、1 (1)、(2)又は(3)に該当する者であること。</p> <p>4 その他の教員 各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者であること。</p> <p>第五 教育に関する事項 1 教育の内容等(略) 2 履修時間等 (1)・(2)・(3) (略) (4) 准看護師養成所 教育課程の編成に当たっては、基礎科目一五時間以上、専門基礎科目三八五時間以上、専門科目六六五時間以上及び臨地実習七三五時間以上の講義、実習等を行うようにすること。</p> <p>3 単位制について (略)</p> <p>第六 施設整備に関する事項 (1) 土地及び建物は、設置者の所有であることを原則とすること。ただし、貸借契約が長期にわたるものであり、恒久的に学校運営ができる場合は、この限りではないこと。 (2) 校舎は独立した建物であることが望ましいこと。ただし、やむを得ず、他施設と併設する場合は、養成所の運営上の制約を受けることのないよう配慮すること。</p>					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

変更

法令名	保健師助産師看護師法	担当課	医療対策課	検索番号	6-1
許認可等	准看護師養成所の指定	根拠条項	第22条2		
2 教室等					
<p>(1) 同時に授業を行う学生の数は四〇人以下とすること。なお、四〇人を超える学生に対し同時に授業を行うことができるのは、看護師養成所の基礎分野であって、教育効果を十分に挙げられる場合に限られること。</p> <p>(2) 看護師養成所で、准看護師養成所の教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の普通教室を兼用とすることができること。また、二年課程(通信制)を設置する場合にあっては学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、二年課程(通信制)とそれ以外の課程とは同一の普通教室を兼用とすることができること。</p> <p>(3) 図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。図書室の効果を確保するためには、他施設と兼用とすることは望ましくないこと。</p> <p>(4) 実習室と在宅看護実習室とを兼用とすることは差し支えないが、設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障を生ずるおそれがある場合には、専用のものとするのが望ましいこと。</p> <p>(5) 図書室については、二以上の養成所を併設するものにあつては、いずれかの養成所のものは他の養成所のものと兼用とすることができること。</p> <p>(6) 調理実習室、実験室、視聴覚教室、演習室及び情報処理室を設けることが望ましいこと。</p>					
3 保健師養成所 (略)					
4 助産師養成所 (略)					
5 看護師養成所 (略)					
6 准看護師養成所					
<p>(1) 専門科目の教育内容の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。</p> <p>(2) 実習室には、学生四人に一ベット以上確保し、一ベット当たり11㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。</p>					
7 機械器具等					
<p>(1) 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書は、保健師養成所にあつては別表7に、助産師養成所にあつては別表8に、看護婦養成所にあつては別表9に、准看護師養成所にあつては別表10に、それぞれ掲げるものを有すること。</p> <p>(2) 機械器具、標本、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。</p>					
第七 実習施設等に関する事項					
1 実習指導者					
<p>(1) 実習指導者となることのできる者は、担当する科目について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修を受けた者であること。</p> <p>(2) 実習施設において実習指導者を確保することができない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所における実習指導者を増員することが望ましいこと。</p> <p>(3) 看護師養成所における在宅看護論の実習については、利用者の看護計画を立てられる者が学生の指導に当たること。また、在宅看護論の実習指導者は必要な研修を受けた者が望ましいこと。</p>					

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

変更

		担当課	医療対策課	検索番号	6-1
法令名	保健師助産師看護師法	根拠条項	第22条2		
許認可等	准看護師養成所の指定				
2 保健師養成所 (略) 3 助産師養成所 (略) 4 看護師養成所 (略) 5 准看護師養成所 (1) 実習施設として、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護の実習を行う病院等を確保すること。 (2) 主たる実習施設は、実習のうち基礎看護、成人看護の実習を行う施設であり、次の条件を具備していること。 ア 入院患者三人に対し一人以上の看護職員が配置されていること。ただし、看護職員の半数以上が看護婦であること。 イ 看護組織が明確に定められていること。 ウ 看護基準、看護手順が作成され活用されていること。 エ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。 オ 実習生が実習する看護単位には、学生の指導を担当できる実習指導者が二人以上配置されていることが望ましいこと。 カ 看護職員に対する継続教育(実習施設内・外)が計画的に実施されていること。 (3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については、(2) イからカと同様とすることが望ましいこと。 (4) 実習施設である診療所は、次の条件を具備していること。 ア 看護手順が作成され活用されていること。 イ 看護師が配置されていること。 (5) 病院以外の実習は指定規則に定める時間数の一割から三割程度の間で定めること。 看護師等養成所の運営に関する手引きについて 第一 名称に関する事項 養成所であることを示すものとし、他のものと紛らわしい名称を使用しないこと。 第二 学則に関する事項 学則の細則には、次のような事項を定めること。 例 入学者の選考 成績評価、進級及び卒業の認定 健康管理 教職員の所掌事務 諸会議の運営 検定料、入学料、授業料等の金額及び費用徴収の方法 第三 学生に関する事項 1 入学資格の確認 (1) 外国における看護婦教育を修了し、保健婦養成所又は助産婦養成所への入学を希望する者については、厚生大臣が看護婦国家試験の受験資格を認めた場合に限り、入学資格を有するものであるので留意されたいこと。					

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

変更

		担当課	医療対策課	検索番号	6-1
法令名	保健師助産師看護師法	根拠条項	第22条2		
許認可等	准看護師養成所の指定				
<p>(2) 学校教育法第五六条に該当するか疑義のある者については、当該養成所のみで判断することなく、都道府県担当課等に確認すること。</p> <p>(3) 二年課程、二年課程(定時制)及び二年課程(通信制)の入学資格については、以下の点に留意されたいこと。</p> <p>ア 指導要領第三 1 (2) イ (イ)の就業証明書とは、当該業務に従事した施設の長(二以上の施設で業務に従事したときは、それぞれの業務に従事している施設の長)の発行する証明書をいうものであること。</p> <p>イ 准看護師として業務に従事した月数(三六か月以上であること。)の算定に当たっては、准看護師として最初に勤務した日の属する月及び最後に勤務を修了した日の属する月は、それぞれ一か月として算定して差し支えないこと。</p> <p>ウ 学校教育法第五六条の規定により大学に入学することのできる者(高等学校又は中等教育学校等を卒業した者を除く。)であって准看護師であるものは、高等学校又は中等教育学校を卒業した准看護師と同様に入学資格を有するものであること。</p> <p>エ 入学を認める際は、准看護師籍への登録が行われているかどうかの確認を徹底して行うこと。</p> <p>なお、学校教育法第五六条の規定により大学に入学することのできる者については、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提示又は提出することができないものであっても、入学時に免許申請がなされていることを確認した場合は、准看護師免許を取得した者とみなして当面入学させて差し支えないこと。この場合においては、准看護師籍への登録が完了し次第准看護師免許証の確認を行うこと。</p> <p>2 入学の選考</p> <p>入学の選考にかかわりのない書類(戸籍抄本、家族調書等)は提出させないこと。</p> <p>第四 教員に関する事項</p> <p>1 専任教員及び教務主任</p> <p>(1) 指導要領第四 1 (3)の教育に関する科目とは、教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計四単位以上をいうこと。</p> <p>(2) 専任教員の採用に当たっては、保健師、助産師又は看護師の業務から五年以上離れている者は好ましくないこと。</p> <p>(3) 指導要領第四 1 (8)前段の趣旨は、講義(二年課程(通信制))において行う印刷教材を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業及び主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業を除く。以下同じ。)一時間を担当するには準備等に二時間程度を要することから、一人の専任教員が担当できる一週間当たりの講義時間数の標準を一五時間としたものであること。また、実習を担当する場合にあっては、実習三時間に対し一時間程度の準備等を要すると考えられるので、講義及び実習の担当時間を計画する際の目安とされたいこと。</p> <p>(4) 学生の生活相談、カウンセリング等を行う者が定められていることが望ましいこと。</p> <p>2 その他の教員</p> <p>(1) 看護師養成所における基礎分野の授業は、大学又は短期大学において当該分野を担当している教員によって行われることが望ましいこと。</p> <p>(2) 各科目を担当する教員は、経歴、専門分野等を十分に考慮して選任すること。</p>					

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

変更

		担当課	医療対策課	検索番号	6-1
法令名	保健師助産師看護師法	根拠条項	第22条2		
許認可等	准看護師養成所の指定				
<p>第五 教育に関する事項</p> <p>1 各科目については、授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱を作成すること。</p> <p>2 一週間当たりの授業時間数は、全日制の場合は三〇時間程度、定時制の場合は一五時間から二〇時間程度とすること。</p> <p>3 一日当たりの授業時間数は、六時間程度を上限とすること。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 准看護師養成所の講義については、一時間の授業時間につき休憩一〇分程度を含めて差し支えないこと。また、実習については、一時間を六〇分にすること。</p> <p>6 准看護師養成所においては、学科試験、施設見学、実習オリエンテーション等、各科目の教育目的を達成するのに必要な講義又は実習以外に要する時間数は、指定規則に定める当該科目の時間数の一割以内として当該科目の時間数内に算入できるものとする。</p> <p>第六 施設設備に関する事項</p> <p>1 学校長室、教員室、事務室、応接室、研究室、視聴覚教室、教材室、面接室、会議室、休養室、印刷室、更衣室、倉庫、体育場及び講堂を有することが望ましいこと。</p> <p>2 二以上の養成所又は課程を併設する場合には、兼用とする施設設備は機能的に配置し、かつ、養成所又は課程ごとにまとまりを持たせること。また、総定員を考慮し教育環境を整備すること。</p> <p>第七 実習施設等に関する事項</p> <p>1 指導要領第七 1 (1)及び(3)の実習指導者として必要な研修とは、厚生省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものをいうこと。</p> <p>2 実習施設には、実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、実習効果を高めるため討議室が設けられていることが望ましいこと。</p> <p>3 実習施設には、実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。</p> <p>4 実習施設(二年課程(通信制)に係るものを除く。)は、原則として養成所が所在する都道府県内にあること。</p> <p>5 実習病院が同時に受け入れることのできる学生数は、看護単位ごとに一〇名を限度とすること。従って、多数の学校又は養成所が実習を行う場合には、全体の实習計画の調整が必要であること。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 看護師養成所及び准看護師養成所における実習施設としては、病院、診療所以外に、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、在宅介護支援センター、介護老人福祉施設、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。</p> <p>9 指導要領第七 4 (2)にいう主たる実習病院の条件の詳細については、次の事項に配慮すること。</p> <p>(1) 「看護組織が明確に定められていること。」とは、次のことを意味すること。</p> <p>ア 病院組織の中で看護部門が独立して位置づけられていること。</p> <p>イ 看護部門としての方針が明確であること。</p> <p>ウ 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。</p>					

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

変更

		担当課	医療対策課	検索番号	6-1
法令名	保健師助産師看護師法	根拠条項	第22条2		
許認可等	准看護師養成所の指定				
<p>工 看護師の院内教育、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。 (2)「看護基準が作成され活用されていること。」とは、次のことを意味すること。 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするため、看護基準(各医療施設が提供できる看護内容を疾患別、症状別に基準化し文章化したもの)が使用しやすいよう配慮し作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。 (3)「看護手順が作成され活用されていること。」とは、次のことを意味すること。 看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順(各医療施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの)が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。 (4)「看護に関する諸記録が適正に行われていること。」とは、次のことを意味すること。 ア 看護記録(患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程(計画、実施、実施後の評価)を記録したもの)が正確に作成されていること。 イ 各患者に対する医師の指示が正確に、かつ確実に記録されていること。 ウ 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されていること。</p> <p>第八 寄宿舍に関する事項 学生の厚生施設として、必要に応じて寄宿舍を有すること。</p> <p>第九 管理及び維持経営に関する事項 運営経費において、講師謝金、図書費等のほか、必要に応じて、機械器具費、専任教員の研修費等を計上すること。</p> <p>第一〇 二年課程(通信制)に関する事項 二年課程(通信制)の運営に関する指導については、第一から第九までに定めるもののほか、次によること。</p> <p>1 学則に関する事項 第二の適用については、当該規定中「成績評価」とあるのは「授業の方法、成績評価」とすること。</p> <p>2 学生に関する事項 入学の選考については、第三 2 に定めるもののほか、通信制導入の趣旨を踏まえ、入学を希望する者の入学の機会が均等になるよう、適切な選考の方法を選択することに留意すること。</p> <p>3 教員等に関する事項 (1) 指導要領第四 1 (3) イの専任教員として必要な研修を受けた者は、指導要領第四 1 (1) イ (ア)から(ウ)のいずれかの研修を受けた者であって、原則として厚生労働省看護研修研究センターの看護婦二年課程通信制看護教員再教育講習会を修了したものをいうこと。 (2) 指導要領第四 1 (8)後段については、面接授業一時間に対し二時間程度又は実習三時間に対し一時間程度の準備時間等を要すると考えられるので、面接授業及び実習の担当時間を計画する際の目安とされたいこと。 (3) 通信制の特徴を踏まえ、必要な事務職員を配置すること。</p>					

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

変更

		担当課	医療対策課	検索番号	6-1
法令名	保健師助産師看護師法	根拠条項	第22条2		
許認可等	准看護師養成所の指定				
<p>4 教育に関する事項</p> <p>(1) 講義の方法</p> <p>ア 講義は、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業(以下「印刷教材による授業」という。)、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業(以下「放送授業」という。)又は面接授業により行うこと。</p> <p>イ 印刷教材による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導(以下「添削指導」という。)を併せて行うこと。</p> <p>ウ 添削指導は、面接授業による場合に一五時間から三〇時間程度の受講を必要とされる内容の学修ごとに行うこと。</p> <p>エ 印刷教材による授業及び放送授業については、その教科内容の修得の程度を試験により評価すること。</p> <p>(2) 教育実施上の留意事項</p> <p>ア 講義は、試験等を含め年間を通じて適切に行うこと。</p> <p>イ 郵便事情等による不測の事態への対処方針を定めておくこと。</p> <p>ウ 学生が臨地実習を行う実習施設の決定に当たっては、当該学生の意向に十分配慮すること。</p> <p>5 施設設備に関する事項</p> <p>(1) 実習室、視聴覚室等の教室、図書室及び機械器具等については、学生の自己学習の便を図るよう配慮すること。</p> <p>(2) 添削指導、印刷教材等の発送等に必要な施設を有することが望ましいこと。</p> <p>6 実習施設に関する事項</p> <p>通信制においては、学生の居住地が広範囲にわたる場合があることを踏まえ、広域にわたる多数の実習病院を確保するよう努めること。</p>					